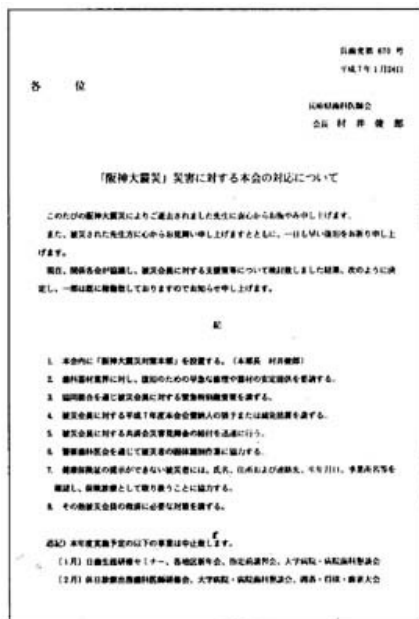


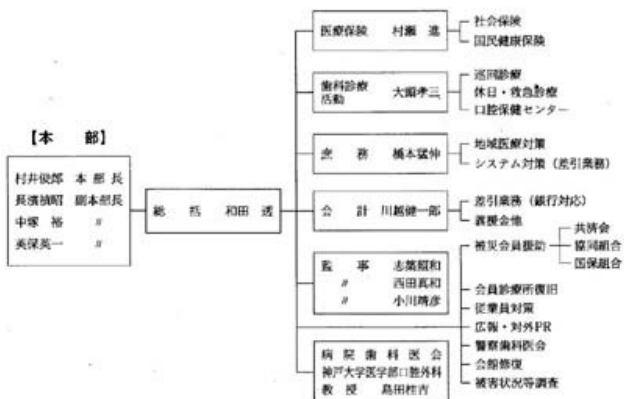
1月18日兵庫県歯科医師会 阪神大震災対策本部を設置

会長をはじめわずかな役員と職員の兵庫県歯科医師会館で、震災翌日の18日に対策本部が置かれた。情報収集も連絡もできずマンパワーもない中で、郵便等の情報伝達手段が混乱していることを承知の上で、『阪神大震災災害に対する本会の対応についてそのI』(1月24日)を発送し、当面の事業中止と本部設置を知らせるとともに、歯科器材の安定供給要請、緊急特別融資会費等の減免措置、共済会災害見舞金支給、警察への遺体識別協力、保険診療の取り扱いその他について全力で取り組む姿勢を打ち出した。

2日後、1月26日付けで『そのII』を送付。融資関係、損保関係、共済会見舞金給付関係、社保診療報酬関係、歯科器材関係など、1月24日開催の兵歯八会合同役員会協議結果を流した。特に兵歯共済会が診療所全壊見舞金100万円の支給を決定したことと兵歯協同組合が実施を決定した500万円の緊急融資は迅速な対応であった。全壊診療所数がどれほどの規模か正確には把握できなかったし、融資の申込者数の予測もつかない状況だったが、銀行からの借入れには役員が担保保証の責務を負わなければならない協同組合の決断であった。



阪神大震災対策本部組織図





翌日、1月27日付けで『そのIII』を送付。全半壊、全半焼した医療機関における診療再開、復旧に関する法的な取り扱いについて、5項目にわたって通知した。これは、後になって、その解釈をめぐり、移転等で問題を引き起こしたが、地域住民の歯科医療確保の観点から、たとえ診療所が破壊されていても近くに場所さえ確保できれば、そこを仮設として歯科診療を行うことができるという緊急避難的措置であり、また被保険者証の提示や一部負担の持ち合わせがなくても、とにかく保険診療を続ける意思があればできる環境を作るというものであった。

社保、国保診療報酬1月診療分の取り扱いについては、2月1日に県、市保険関係部局、三師会の三者で事務打ち合せを行った。また、レセプトの提出先についても、交通事情を考慮し県内5カ所(県医師会館、尼崎市民健康開発センター、西宮健康開発センター、明石市立保健センター、姫路市医師会館)の受付が設置された。

ポートアイランドにある兵庫支払基金の1月29日時点の状況は、建物本体に損傷はなかったものの、水道、ガスは供給停止中であり、その上公共交通機関であるポートライナーが不通、大橋も通行が規制されており、事実上、業務は行えない状況にあった。国保連合会はさらにひどい状態で、入居している三宮センタープラザが1月28日時点で立入禁止となり、県立のじぎく会館会議室を仮事務所としていた。その事務所が手狭であったので後に、レセプト処理のために、県歯科医師会館5階講堂を貸与した。

2月1日の保険関係事務打ち合せを踏まえ、2月3日付けで被保険者証未提出被災者の請求方法、一部負担金を徴収しなかった被災者の請求方法の詳細と、2月のレセプト提出方法について通知した。そして、1月診療分のカルテが焼失等によって請求できない医療機関は、至急、郡市区会長へ連絡するよう案内した。



同日付けファックスで被災地郡市区会長あて、『阪神大震災による請求不能医療機関の救済措置について』を送付。カルテ焼失等の理由によって1月診療分が請求できない医療機関に、概算請求できる道が開かれた。しかし、この時点でも概算支払方法の詳細が詰めきれていなかったため、取りあえず概算で請求する医療機関は、県保険課へ申請しておくという手続き方法の通知にとどまった。

やがて、通信事情が好転してくると、震災直後に発送した文書が遅れて到着し、より新しい文書が到着していないなど

の混乱が生じ始め、暫定的な通知が曲解される、拡大解釈されるといった弊害も出てきた。そこで、対策本部は、震災発生後からの対応を一まとめにした文書を作成して2月15日付けの『まとめ』を送付した。内容を8つの項目に分け、

(1)災害に対する給付、見舞金、義援金について

兵歯共済会見舞金支給、日歯福祉共済金支給について記載するとともに、特に外観上建物の原形は保持するものの、その構造上、技術的にみて復旧修理が不能で取り壊さなければならない診療所やテナントビル内診療所についても、全壊と同等の扱いで処理ができるよう交渉中であることを明記した。また、全国から続々と集まってくる義援金の配分についても記載した。

(2)融資について

この時点で公的融資、銀行融資についても発表されているものはあったが、兵歯協同組合の緊急融資が最も素早い対応を実施した。募集期間2月末までで、保証人は配偶者、担保は所得補償保険加入で元金1年据え置き、年利3パーセント(のち2.5パーセント)、返済回数50回という具体的な内容を通知した。

(3)診療所の復旧について

緊急避難的措置として行われた仮診療所についての通知の解釈を巡って一部問題化していたため、改めて仮移転であつても地区異動する場合は慎重な対応を求めるとにも、県歯への相談を呼び掛けた。また、小規模共済制度における事業主退職金の支払い方法についても通知した。

(4)従業員への対応について

労働保険の対応はマスコミ情報が先に流れていたが、実際の事務処理はかなり複雑なものであつた。失業給付や特例による休業給付、雇用維持を計るために賃金を支払うかは、個々の事業所の事業形態や手続き負担などの総合的な判断を求められるため、県歯への相談を求めた。また、兵歯国保組合資格の取得・喪失などについても相談を求めた。

(5)会費、保険料、融資返済金などの引去事務について

診療報酬振り込みと同時に、会費、保険料等の差引き事務を行うシステムとなっているため、1月、2月の対応方法について通知した。

(6)会費、保険料等の減免措置、支払猶予について

各種会費の減免措置、免除保険料の還付措置などを行うことを通知するとともに、生保、損保保険料の取扱いや支払猶予措置方法の現況を案内した。

(7)患者さんに対して

緊急歯科保健医療活動状況を報告するとともに、住民が戻り始めた被災地区や仮設住宅周辺での一次歯科医療体制が回復して行く中で、重篤な歯科疾患に対応する二次医療施設との連携に苦慮する場合は県歯へ相談するよう案内した。

(8)保険診療の取扱いについて

1月診療分の概算請求については通知していたが、その連絡が届かなかつた会員に対して、月遅れでも手続きができることを案内した。

以上、対策本部役員、職員の担当を明記し、会員からの問い合わせ先を明確にするとともに、2月15日時点で判明していること、協議中のこと、不明のことも含めてA4判7ページにわたる通知となった。

大規模災害に遭遇した組織に求められるものは、1.迅速な意思決定、2.現場への権限委譲、3.役割分担の明確化である。兵庫県歯科医師会は、1月18日に阪神大震災対策本部(後に阪神・淡路大震災復興本部と改称)を設置して復興活動を開始したが、『できたこと』、『できなかったこと』、そして『これから考えること』、『すべきこと』等の多くの反省点を得た。以下、それぞれの部局がどのように対応していったかを報告し、今後各地の歯科医師会が、災害に耐えうる組織のあり方とは何かについて、考える材料を供したい。

